

報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月25日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和5年5月12日、大田原市浅香一丁目〇〇〇〇〇〇〇で発生した公用車による石堀の損傷事故について、これによる損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償の額 35,200円
- 2 相手方の住所及び氏名
住所 大田原市〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇